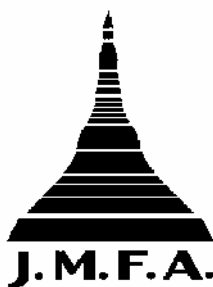


社団法人・日本ミャンマー友好協会関東支部
支部規則・細則

平成5年5月30日制定

平成14年6月9日改訂

平成16年6月13日改訂



ဂျပန် မြန်မာ ယဉ်ကျေးမှု အသင်း

社団法人・日本ミャンマー友好協会関東支部

支 部 規 則

(名 称)

第1条 この支部は、社団法人・日本ミャンマー友好協会関東支部と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この支部は、支部事務局を東京都内に置く。

2. この支部は、社団法人・日本ミャンマー友好協会（以下本部という）の定款第1章第2条第2項に基づき、従たる事務所の一とする。

(地 域)

第3条 この支部の地域は、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、東京都内及び本部が特に定めた地域とする。

(構 成)

第4条 この支部は、関東支部に所属する正会員、若年会員及び学生会員（以下、全て支部会員と呼ぶ）で構成する。

(目 的)

第5条 この支部は、本部定款に準じ、日本とミャンマー両国国民間の活発な民間文化交流を育成、助長することにより、両国国民間の密接な協力、親善態勢を促進し、相互理解を深め、更にその絆を若い世代に伝えることを目的とする。

(事 業)

第6条 この支部は、次の事業を行う。

- ①本部の定款に基づく支部事業
- ②その他、第5条の目的を達成するために必要な事業

(支部役員等)

第7条 この支部に、次の支部役員（①～⑤）及び支部監事（⑥）を置く。支部役員員の総数は7名以上20名以内とする。

- | | |
|--------|---------|
| ①支 部 長 | 1名 |
| ②副支部長 | 2名 |
| ③事務局長 | 1名 |
| ④会 計 | 1名（兼任可） |

⑤運営委員 若干名

⑥支部監事 2名

2. 支部名誉員として、支部顧問及び支部相談役を置くことが出来る。

(支部役員等の選出)

第8条 支部役員等は、次の方法により選出する。

①支部役員及び監事は、支部会員の中から、支部総会に於て選出する。

選出方法は、総会招集を決議する役員会に於て、その都度定める。

②支部長、副支部長、事務局長、会計は、支部役員の前1回目の役員会にて互選により選出する。

2. 支部名誉員は、支部会員及び会員以外の者で支部に貢献のあった者の中から支部役員会に於て選出する。

(支部役員等の職務)

第9条 支部役員は、支部事業の企画・運営及び本部事業に対する協力を行う。

支部監事は、支部の事業及び会計を監査する。

2. 支部長は支部を代表し、支部の事業全般を掌理する。

3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその任務を代行する。支部長及び副支部長に事故あるときは、予め役員会が定めた順序によって、その職務を代行する。

4. 事務局長は、支部事務局の事務全般を掌理する。

5. 支部会計は、支部財産の管理運営、会費の収納、そのほか支部の経理全般に当たる。

6. 支部顧問及び支部相談役は、支部長の諮問に応ずる。

(支部役員等の任期)

第10条 支部役員及び監事等の任期は、4月1日から2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された支部役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 支部役員等は、その任期満了の場合に於ても、後任者の就任までは、なおその任期が継続するものとする。

4. 支部役員等に欠員が生じたとき、又は、増員をするときは、第8条に準じて選出できる。

(支部総会)

第11条 支部総会は、支部会員をもって構成する。

2. 通常総会は年1回とし、会計年度終了後2箇月以内に支部長が支部会員を招集し、開催する。

3. 臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき、又は支部会員の3分の1以上から請求があったときは、支部長が招集して開催しなければならない。

4. 総会の招集に当たっては、開催日の2週間前までに議案及び議案審議に必要な資料を支部会員宛てに発送するものとする。

5. 支部総会の議長は、支部総会出席者の中から選出する。

(支部総会の決議事項)

第12条 支部総会は、この規則で別に定める事項のほか、次の事項を議決又は承認する。

- ①事業計画及び収支予算案の承認
- ②事業報告及び収支決算の承認
- ③支部規則の変更
- ④その他支部の運営に関する重要な事項

(支部総会の成立)

第13条 総会は、支部会員の3分の1以上の出席によって成立し、委任状を提出した者はその定足数に算入する。

2. 代理人による出席の場合、その代理人は当支部会員でなければならない。

(支部総会の議決)

第14条 支部総会の議事は、この規則に別に定めるもののほか、出席支部会員の過半数の同意をもって決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 出席支部会員は各一個の議決権を持つ。

(支部役員会)

第15条 支部役員会は、第7条の役員をもって構成する。

2. 支部役員会は、必要に応じて開催する。

3. 支部役員会は、支部長が招集し、議長に当たる。支部長事故あるときは、予め支部役員回に於て定めた順序により他の役員が前記の任に当たる。

4. 支部役員会の招集通知は会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急且つ役員全員の合意あるときはこの限りでない。

(支部役員会の成立)

第16条 支部役員会は、これを構成する者の過半数の出席によって成立する。委任状を提出した者はその定足数に算入する。

(支部役員会の議決)

第17条 支部役員会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決議し、可否同数のときは議長の決議するところによる。

(支部会費)

第18条 支部会員は、支部総会で必要と認め、決議された金額の支部会費を納

入しなければならない。

(会 計)

第 19 条 この支部の経費は、本部からの還元金・交付金、支部会費、支部の基金及び支部事業から生じる収入並びに寄付金品をもって支弁する。

2. 寄付を受ける時は、支部役員会の承認を必要とする。

(会計年度)

第 20 条 この支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終る。

(理事及び監事支部推薦候補者の選出方法)

第 21 条 本部の理事及び監事候補者は、支部会員の中から支部役員会に於て選出し、支部総会に報告し、推挙する。

2. 支部会員は、前 1 項の推挙を受けた場合を除き、本部理事に就任するにあたっては支部役員会の承認を必要とする。

(支部規則の改正)

第 22 条 この規則は、支部総会に於て出席支部会員の過半数の同意を経なければ、変更することができない。

(補 則)

第 23 条 この規則の施行について必要な事項は細則で定める。細則は支部役員会に於て定める。

2. この規則で特に明示していない事項は、本部の定款及び細則に準拠する。

附 則

(施行期日)

1 この改訂支部規則は、平成 16 年 6 月 13 日から施行する。

社団法人・日本ミャンマー友好協会関東支部

支 部 細 則

(目 的)

第1条 支部規則第23条により、これを定める。

(会 費)

第2条 支部会員の会費は、一律年額2,000円とする。

2. 上記会費の納入期限は、毎年5月末日までとし、別に定める納入方法によりおこなうものとする。

(互 助)

第3条 支部会員の死亡、疾病等に対し、弔慰及び見舞金は次の通りとする。

- ①支部会員が死亡した時は、弔電によるお見舞をおこなう。
- ②この支部に著しい功績があったと認められる支部会員が死亡した時は感謝状を贈る事ができる。
- ③支部会員が1ヶ月以上の入院加療をする場合又は、災害を受けた場合は、支部役員会の議を経て見舞の方法をとる。
- ④上記以外の慶弔に関する事項は、支部役員会で別に定める。

(役員等の報酬)

第4条 役員等には、支部並びに本部の事務を執行するために必要な費用を支給することができる。

(その他)

第5条 その他特に明示していない事項については、その都度支部役員会に於て議決する。